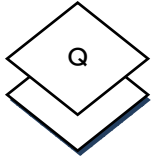




労働相談Q & Aで解決！

## 産後パパ育休



男性を対象とした産後パパ育休とは、どのようなものですか。申請をする時に上司から取得を考え直すよう言われなにか心配です。

A 通常の育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる出生時育児休業（通称「産後パパ育休」）という制度が令和4年10月1日から施行されました。

### 解説はこちら

- この産後パパ育休は、男性の育児休業取得促進のため、男性の取得ニーズが高い、子の出生直後の時期について、下記のようにこれまでよりも柔軟で取得しやすい制度になっています。
  - ・休業の申出期限は、通常の育児休業の1か月前よりも短い原則休業の2週間前まで。
  - ・2回に分割して取得することが可能（1回目の申出時にまとめて申し出ることが必要）。
  - ・労使協定が締結されている場合は、労働者が合意した範囲で休業中に就業（部分就業）が可能（事業主が提示した日時で就業することを労働者に対して強要することはできません）。
- 産後パパ育休は、雇用期間に定めのない労働者だけではなく、雇用期間に定めのある労働者でも、原則として子の出生日から起算して8週間を経過する日翌日から6か月を経過する日までに雇用契約が満了することが明らかでない場合は、同様に取得することができます。ただし、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者等については、産後パパ育休を取得することができないものとして労使協定が締結されている場合は、取得することができません。

### どうすれば？

- 産後パパ育休の取得を申し出たにもかかわらず、上司等が取得させない又は制度の利用を控えさせるような対応をすることは、職場における育児休業等に関するハラスメントに該当する可能性があります。
- また、労働者が制度利用を申し出れば事業主はこれを拒むことができず、労働者が制度利用の申出・取得等をしたことを理由として、解雇や退職強要などの不利益な取扱いをしてはならないこととされています。
- その趣旨を会社側に説明した上で、改めて産後パパ育休の申し出を行ってください。
- 上司等と相談しても産後パパ育休の申請が認められない場合は、社内の相談窓口や労働

組合にも相談してみてください。

- 自主的に解決が難しい場合は、労働局へ相談しましょう。

## お問い合わせ

---

- 山梨県労働委員会事務局  
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階  
電 話 055 (223) 1827  
相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)  
URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>
  
- 山梨労働局総合労働相談コーナー  
山梨労働局雇用環境・均等室内  
電 話 055 (225) 2851